

令和7年3月15日

会員各位

越谷市剣道連盟  
会長 高田 新次

### 令和7年度連盟会費納入について

拝啓

今年度も連盟へご理解とご協力ありがとうございます。

さて、令和7年度の会費の納入について、下記の連盟規約を再確認していただき、連盟会費の納入をお願い致します。

納入期日 **令和7年5月31日（土）**までに納入お願い致します。

なお、納入が確認されない場合各種申込ができなくなりますので、ご注意ください。

敬具

記

#### <連盟規約 第10条>

本連盟の会費は、次のとおりとし年度始めに納入する。ただし、団体に所属していても三段以上（高校生は除く）は個人加入をする。他都道府県から公益財団法人埼玉県剣道連盟に加入した場合、同時に当連盟へ加入となる。その場合、公益財団法人埼玉県剣道連盟加入費と当連盟入会金も必要となる。賛助会員には、本連盟からの連絡はしないものとする。

入会金	500円（個人）10,000円（団体）
年度会費（個人会員）	5,000円
〃（賛助会員）	3,000円
〃（中学校）	5,000円
〃（高校）	5,000円
〃（加盟団体）	6,000円

※賛助会員は、1年間連盟主催稽古会のみ参加できる会員のことです。

お振込先：ゆうちょ銀行 038支店 普通 9562069 越谷市剣道連盟

以上